

牛飼養者の皆様へ 生後 **48** か月齢以上ので 死亡牛の搬入について

法律改正により、平成27年4月1日以降に死亡した牛からBSEの検査対象となる月齢が従来の24か月以上から48か月以上に引き上げられます。それに伴って搬入する死亡牛の月齢も引き上げられます。また、適正処理牛への補助金給付も48か月齢以上からとなります。

(平成27年3月31日以前に死亡した、24か月以上48か月未満の死亡牛は、4月1日以降も補助金給付と搬入ができますが、早期搬入をお願いいたします。)

運送料金等の改訂により、平成27年4月1日から死亡牛の搬入手数料が次のように変わります。

○**手数料**(保冷施設の受付で納入してください。)

1頭あたり、24,400円

死亡牛が化製場で適正処理された後、補助金として、整理票に記入された口座に10,000円が振り込まれます。

保管管理料	640円	(旧 564円)
化製場までの輸送費	7,560円	(旧 4,536円)
化製処理費	16,200円	
計	24,400円	(旧 21,300円)

※ 県外化製処理場までの輸送費については、平成15年の施設開設以来ほぼ据え置かれておりましたが、輸送会社より輸送コストの上昇を理由に、上記の通り輸送料を改訂するとの申し入れがありました。

公益社団法人 山形県畜産協会(衛生指導課)
山形市七日町3-1-16 JAビル 4階 TEL 023-634-8167

山形県家畜死体保冷保管施設 の利用上の注意事項について

死体搬入時に持参するもの

- ② 獣医師が発行する死亡診断書
- ② 死亡牛処理整理票（必要事項を記載したもの）
- ③ 手数料 **24,400** 円

施設に予約☎
して下さい

その他留意事項

- ① 家畜伝染病の患畜等は搬入できません。
- ② 受付で所定の手続きを済ませた後、施設に搬入して下さい。
- ③ 搬入時に使用したロープ、手袋、敷物等は全て持ち帰って下さい。
- ④ 個体識別耳標は装着のまま搬入して下さい。
- ⑤ 産後1か月以内の家畜は、保冷库の清潔保持上、必ず陰部を獣医師に縫合してもらってから搬入して下さい。
- ⑥ 施設内の機械等は勝手に操作せず、管理人の指示に従い、危険防止に十分配慮して下さい。

牛トレーサビリティ制度による個体識別番号（10桁の耳標番号） の異動（死亡）報告を忘れずに

譲渡先は三共理化工業（株）八戸工場です
コードは「**0178526106**」となります。

山形県家畜死体保冷保管施設

- 管理者：公益社団法人 山形県畜産協会
- 施設住所：山形市大字中野字的場936番地
- 電話番号：023-681-3271
- 受入家畜：48か月齢以上の牛の死体
- 受入時間：午前9時から午後4時
- 休業日：毎週日曜日、年末年始